

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第16号**

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知事事務部局	<p>本庁</p> <p>部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 副局長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 分場長 <u>筆頭主幹</u> 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室並びに業務効率化室の改革推進担当及び集中化企画担当の副主幹に限る。） 監察員 主事（人事・評価室及び給与室の主事で、企画に関する事務</p>	知事事務部局	<p>本庁</p> <p>部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 防災監 次長 参事監 局長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 院長 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。） 副局長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長 参事 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 分場長 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに人事・評価室及び業務効率化室改革推進担当の主幹に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（総務課施設担当、人事・評価室、給与室、福利厚生室及び業務効率化室改革推進担当の副主幹に限る。） 監察員 主事（人事・評価室、給与室及び業務効率化室改革推進担当の主事で、企画に関する事務を行う</p>

		を行うものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 課長 室長 (心と女性の相談室の室長を除く。)	チーム長 (商工観光チームのチーム長に限る。)
		医療指導監 館長 課長補佐
略		
関西本部	本部長 副本部長 チーム長 (企業立地・産業チームのチーム長に限る。)	
略		
皆成学園	園長 次長 課長 (養護課の課長に限る。)	
	所長	
略		
高等技術専門学校	校長 総務課長	
略		
水産試験場	場長 次長 部長 総務課長 船長	
略		
会計局	局長 課長 課長補佐 審査出納課の副主幹	
庶務集中局	局長 課長 室長 課長補佐	
教育委員会関係の事務局等	略	
	博物館	館長 副館長 総務課長
	略	
	高等学校	校長 副校長 教頭 舎監長 事務長 船長
	特別支援学校	校長 副校長 教頭 部主事 事務長
	略	
人事委員会事務局	局長 次長 課長 副主幹	
略		
備考 略		

		ものに限る。)
総合事務所	所長 局長 副局長 課長 室長 (心と女性の相談室の室長を除く。)	医療指導監 館長 課長補佐
略		
関西本部	本部長 チーム長 (企業立地・産業チームのチーム長に限る。)	
略		
皆成学園	園長 次長 所長	
略		
高等技術専門学校	校長 総務課長	
鳥取二十世紀梨記念館	館長	
略		
水産試験場	場長 総務課長 船長	
栽培漁業センター	所長 総務課長 船長	
略		
出納局	出納局長 室長 室長補佐 出納室の副主幹	
教育委員会関係の事務局等	略	
	博物館	館長 副館長 総務課長
	スポーツセンター	所長
	略	
	高等学校	校長 教頭 舎監長 事務長 船長
	特別支援学校	校長 教頭 部主事 事務長
略		
人事委員会事務局	局長 次長 課長 課長補佐	
略		
備考 略		

この規則は、平成21年4月1日から施行する。